

個人情報保護制度のご案内

令和5年4月1日
木更津市総務部総務課

◎個人情報保護制度について

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）の改正により、令和5年4月1日から個人情報保護法が本市にも適用されることになり、本市の個人情報保護制度についても、同日から個人情報保護法が適用されることとなりました。

◎自分の情報について（請求できる権利）

(1) 市が保有している自己を本人とする保有個人情報について開示の請求をすることができます（開示請求）。

(2) 自己を本人とする一定の保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、当該保有個人情報の訂正請求を行うことができます（訂正請求）。

*訂正請求の対象となる情報は、「自己を本人とする保有個人情報」のうち、開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報又は開示決定に係る保有個人情報であって個人情報保護法第88条第1項の他の法令の規定により開示を受けた情報に限られます。

(3) 自己を本人とする一定の保有個人情報が、利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により利用されているとき、偽りその他不正の手段により取得されているとき又は所定の事由に該当しないにもかかわらず利用目的以外の目的で利用又は提供されていると思料するときは、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）の請求を行うことができます（利用停止請求）。

*利用停止請求の対象となる情報は、「自己を本人とする保有個人情報」のうち、開示決定その他法令の規定に基づき開示を受けたものに限られます。

*訂正請求及び利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に行う必要があります。

◎対象となっている市の機関は

市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び消防長が対象となっています。

*木更津市議会においては、木更津市議会の個人情報の保護に関する条例に基づき対応します。

◎開示の対象となる個人情報は

開示請求の対象となる情報は、「自己を本人とする保有個人情報」になります。（個人情報保護法第76条第1項）。

◎開示の方法と手数料は

(1) 開示の方法は、閲覧（印刷物の閲覧を含む。）又は写しの交付（印刷物の交付を含む。）となります。

(2) 閲覧による開示、訂正請求又は利用停止請求にかかる手数料は無料です。個人情報の写しの交付（印刷物の交付を含む。）を受ける場合の手数は1枚につき10円になります。

◎請求（開示請求・訂正請求・利用停止請求）の手続きについて

①請求書の受付

請求書の受付は、開示請求の対象となる個人情報を所管する実施機関において行います。なお、郵

送による請求はできますが、口頭、電話、ファクシミリ、電子メールによる開示請求はできません。請求ができる人は、本人又は代理人（民法上の法定代理人及び任意代理人）です。受付時には、請求書とともに、当該開示請求に係る個人情報の本人等であることを確認するために必要な書類で実施機関が定めるものを提示または提出していただきます。

- ㊦ 本人が請求をしようとするとき 本人であることを確認できる書類（運転免許証、旅券等）
- ㊧ 法定代理人が本人に代わって請求をしようとするとき 法定代理人であることを証明する書類（戸籍謄本等）及び法定代理人自身であることを確認できる書類（運転免許証、旅券等）
- ㊨ 任意代理人が本人に代わって請求をしようとするとき 代理権を有することを証明する本人の実印が押印してある書類（委任状、代理人選任届等）、当該実印の印鑑証明書及び任意代理人自身であることを確認できる書類（運転免許証、旅券等）

各請求書の様式は、市のホームページからダウンロードできます。

URL:<https://www.city.kisarazu.lg.jp/download/busho/somu/7365.html>

*請求書の記載方法について詳しくは「保有個人情報開示請求書記載のご案内」、「保有個人情報訂正請求書記載のご案内」及び「保有個人情報利用停止請求書記載のご案内」をご確認ください。

②開示・不開示等の決定と通知

開示請求については、請求書の提出があった日の翌日から起算して30日以内に、開示・不開示の決定をし、通知します。

訂正請求については、請求書の提出があった日の翌日から起算して30日以内に、訂正する旨又は訂正しない旨の決定をし、通知します。

利用停止請求については、請求書の提出があった日の翌日から起算して30日以内に、利用停止する旨又は利用停止しない旨の決定をし、通知します。

やむを得ない理由により上記の各期間内に開示等の決定をすることができない場合は、決定期間の延長を行うことがあります。その場合は、あらかじめ通知します。

③開示の方法

開示の方法は、閲覧（印刷物の閲覧を含む。）又は写しの交付（印刷物の交付を含む。）となります。

開示は、保有個人情報開示決定通知書により、事務所における開示の実施の場合には、あらかじめ指定した日時及び場所で開示します。写しの送付（印刷物の送付を含む。）による開示の実施の場合には、送付に要する費用を納付していただき行います。

◎救済制度

処分（開示・不開示等の決定）に不服のある場合は、実施機関に対して、その処分のあったことを知った日の翌日から3月以内に審査請求をすることができます。

問い合わせ先：木更津市 総務部総務課 法規係 電話 0438-23-7097 FAX 0438-25-1351 e-mail soumu@city.kisarazu.lg.jp 木更津市ホームページ https://www.city.kisarazu.lg.jp/
